

No.	(前回)第4回港区教育史編さん委員会資料(参考資料2-1)	意見	今後の方向性(第7章内容詳細(案))(資料2-4)
1	<p>【第1節】小学校教育の再編成 P.1</p> <p>【第2節】中学校教育の再編成 P.1</p> <p>【第3節】幼児教育の再編 P.2</p>	<p>幼小中の連携事業であるアカデミーについての記述はあるのか。【にじのはし幼稚園園長】</p>	<p>・構成上、幼小中のうち小学校が一番初めに記述される節になるため、小学校の節でアカデミーについて記述します。</p> <p>【第1節】小学校教育の再編成                      [第1項] 学校の再編と特色ある教育                      (第2目) 特色ある教育(幼小中一貫教育の推進) P.1                      2-5 幼・小中一貫教育の推進                      2-5-(2) 10のアカデミー</p>
2	<p>【第1節】小学校教育の再編成 P.1</p>	<p>進路指導(受験)について。区立小学校からの卒業生が、区立中ではなく私立中に行く状況がある。その観点は入れたほうがよい。【教育長】</p>	<p>・小学校部会において検討し、中学受験の広がり記述の中で私立中への進学観点を盛り込みます。</p> <p>【第1節】小学校教育の再編成                      [第4項] 児童の状況と生活指導 P.3                      (第2目) 児童の状況                      2-4 放課後や休日の生活                      2-4-(4) 中学受験の広がり</p>
3	<p>【第1節】小学校教育の再編成                      [第1項] 学校の統廃合と学校編成の新たな特徴                      (第2目) 特色ある学校づくりと新たな学級編成の工夫 P.1</p> <p>【第2節】中学校教育の再編成                      [第1項] 学校の統廃合と学校編成の新たな特徴                      (第2目) 特色ある学校づくりと新たな学級編成の工夫 P.1</p>	<p>日本語学級はどこで記述されるのか。【六本木中学校校長】</p>	<p>・小学校・中学校、それぞれ次の場所に記述します。</p> <p>【第1節】小学校教育の再編成                      [第1項] 学校の再編と特色ある教育 P.1                      (第2目) 特色ある教育(国際理解教育)                      2-4 国際理解教育                      2-4-(2) 日本語指導</p> <p>【第2節】中学校教育の再編成                      [第1項] 学校の再編と特色ある教育 P.4                      (第2目) 特色ある教育(国際理解教育)                      2-3 国際理解教育                      2-3-(2) 日本語指導</p>
4	<p>【第1節】小学校教育の再編成                      [第2項] 教育課程の改訂とその対応                      (第2目) 教育目標と指導の重点 P.1</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 教育目標の変遷</li> <li>・ 指導の重点の変化</li> <li>・ 国家国旗と学校教育</li> <li>・ 心の教育</li> <li>・ キャリア教育</li> <li>・ 防災教育</li> <li>・ 道徳の教科化</li> <li>・ 子どもの権利条約と学校生活</li> </ul> <p>【第2節】中学校教育の再編成                      [第2項] 教育課程の改訂とその対応                      (第2目) 教育目標と指導の重点 P.1</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 教育目標の変遷</li> <li>・ 指導の重点の変化</li> <li>・ 国家国旗と学校教育</li> <li>・ 心の教育</li> <li>・ キャリア教育</li> <li>・ 防災教育</li> <li>・ 道徳の教科化</li> <li>・ 子どもの権利条約と学校生活</li> </ul>	<p>小学校・中学校ともに、第2項第2目「教育目標と指導の重点」について、複数の概念が混在しているので、内容の整理・検討が必要。【赤羽小学校校長】</p>	<p>・小学校部会及び中学校部会において検討し、小中の項目をなるべく揃えることとして、それぞれ次のとおり整理しました。</p> <p>【第1節】小学校教育の再編成                      [第2項] 教育課程の改訂とその対応 P.2                      (第2目) 教育目標と指導の重点                      2-1 教育目標の変遷                      2-2 指導の重点の変化                      2-3 防災教育                      2-4 子どもの権利条約と学校生活                      2-5 道徳教育の推進                      2-6 食育の推進</p> <p>※「キャリア教育」については、小学校では「第3項 教育実践」において記述する。</p> <p>【第2節】中学校教育の再編成                      [第2項] 教育課程の改訂とその対応 P.4                      (第2目) 教育目標と指導の重点                      2-1 教育目標の変遷                      2-2 指導の重点の変化                      2-3 キャリア教育                      2-4 防災教育                      2-5 子どもの権利条約と学校生活                      2-6 道徳教育の推進                      2-7 食育の推進</p>
5	<p>【第1節】小学校教育の再編成                      [第3項] 教育実践                      (第2目) 校外学習 P.1</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 遠足と見学</li> <li>・ 箱根移動教室</li> <li>・ 夏季学園</li> <li>・ 特色ある校外学習(連合運動会、水泳記録会、音楽鑑賞教室、観劇教室)</li> </ul> <p>【第2節】中学校教育の再編成                      [第3項] 教育実践                      (第2目) 校外学習 P.1</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 宿泊行事(移動教室、夏季学園、修学旅行)</li> <li>・ 特色ある校外学習(連合体育大会、水泳記録会、音楽鑑賞教室、観劇教室)</li> </ul>	<p>小中で共通する事項について、項目はそろえたほうが良い。例えば、小学校第3項2と中学校第3項2の「校外学習」では、執筆内容例示が異なっている。【教育長】</p>	<p>・小学校部会及び中学校部会において検討し、項目はなるべく揃えながら、小中それぞれの活動の性質も考慮して、次のとおり整理しました。</p> <p>【第1節】小学校教育の再編成                      [第3項] 教育実践 P.2                      (第2目) 校外学習                      2-1 遠足・社会科見学                      2-2 移動教室                      2-3 夏季学園                      2-4 特色ある校外学習(連合運動会、水泳記録会、音楽鑑賞教室、観劇教室)</p> <p>【第2節】中学校教育の再編成                      [第3項] 教育実践 P.4                      (第2目) 校外学習                      2-1 移動教室                      2-2 夏季学園                      2-3 修学旅行                      2-4 特色ある校外学習(連合体育大会、水泳記録会、音楽鑑賞教室、観劇教室)</p>

No.	(前回)第4回港区教育史編さん委員会資料(参考資料2-1)	意見	今後の方向性(第7章内容詳細(案))(資料2-4)
6	【第5節】諸学校の状況 [第1項] 諸学校の概況 [第2項] 国立・都立学校 [第3項] 私立学校 (第1目) 大学・短期大学 (第2目) 私立高等学校 (第3目) 私立中・小学校 (第4目) 専修学校・各種学校	P.2  専修学校、各種学校の記述は、第5節第3項「私立学校」の中ではなく別枠にして記述をしたほうがよいのではないか。学校の中身が、私立とは異なる。「国立」「都立」「私立」はどういった考え方で分けしているのか。【教育長】	・諸学校部会において検討し、下記の理由により、構成は次のとおりとします。  【第5節】諸学校の状況 P.8 [第1項] 諸学校の概況 [第2項] 国立・都立学校 [第3項] 私立学校 (第1目) 私立大学・短期大学等 (第2目) 私立小中高等学校 (第3目) 専修学校・各種学校  ※理由 ①「国立」「都立」「私立」の区分けは、文部科学省の考え方に即したものである。文部科学省ホームページでは、「私立学校の学校数」の一覧に、大学、高等・中・小学校に加え専修学校・各種学校も挙げている。 ②学術的な観点からも上記の区分で良く、別枠として区切ってしまうことで分かりづらさも生じる。 ③上記の構成順であれば、既刊教育史(第5章、第6章)とも継続性があるものとなる。
7	【第5節】諸学校の状況 [第1項] 諸学校の概況 [第2項] 国立・都立学校 [第3項] 私立学校	P.2  認可されていない学校(テンプレ大学など)の扱いはどうなっているか。テンプレ大学は、区との連携事業を行っている。【港区スポーツ推進委員協議会会長】	・諸学校部会において検討し、テンプレ大学については一般の私立大学と区別して、下記に記述します。 【第5節】諸学校の状況 [第3項] 私立学校 (第1目) 私立大学・短期大学等 1-5 外国大学日本校 P.8  ・また、区と協定を締結している大学との連携事業に関しては、下記にまとめて記述することとします。 【第5節】諸学校の状況 [第1項] 諸学校の概況 (第1目) 港区と諸学校との関わり 1-2 大学連携 P.8
8	【第5節】諸学校の状況 [第1項] 諸学校の概況 [第2項] 国立・都立学校 [第3項] 私立学校	P.2  インターナショナルスクールには、西町インターナショナルスクール以外にも、小規模なものが多くある。平成期に入って増えてきた特徴だと思う。【港区スポーツ推進委員協議会会長】	・国際化が進み、英語で教育を行うインターナショナルスクールが多く設置されていることを、【第5節】諸学校の状況の中で、コラムで取り上げることを検討します。  P.8
9	【第5節】諸学校の状況 [第1項] 諸学校の概況 [第2項] 国立・都立学校 [第3項] 私立学校	P.2  港区に住む子ども達、区民の生活をベースに考えたとき、区だけでなく民間の学習塾等を含めてどういった教育施設に触れているのかという観点も取り入れたほうがよいのではないか。【教育長】	・民間の学習塾等については、個々に取り上げることは公平性に問題が生じる可能性があるため、【第5節】諸学校の状況の中で、社会的な流れとしてコラムで取り上げることを検討します。  P.8
10	【第5節】諸学校の状況 [第1項] 諸学校の概況 [第2項] 国立・都立学校 [第3項] 私立学校	P.2  私立学校の記述については、どのように公平性を保つのか。関わり深さによってなのか。【港区中学校PTA連合会元会長】	・構成に入れる学校は、認可された学校とします。(東京都生活文化局の一覧に掲載されている学校以外について記述を行うことは、公平性の観点からも難しいため。)  P.8  ・参考)東京都生活文化局HPより ◆専修学校一覧(港区9校) ◆各種学校一覧(港区4校)
11	【第8節】社会教育から生涯学習への進展 [第1項] 社会教育から生涯学習へ [第2項] 生涯学習推進計画 [第3項] 社会教育委員の会議 [第4項] 生涯学習施設	P.3~4  区民の方に担っていただいている、青少年委員会、体育指導員の記述はどこに入るのか。【教育長】	・「青少年委員」は、 【第8節】生涯教育の推進 [第2項] 生涯学習事業 P.13  ・「体育指導委員」は、 【第8節】生涯教育の推進 [第3項] スポーツ事業 P.14  ・「港区文化財保護審議会委員」は、 【第8節】生涯教育の推進 [第5項] 文化財保護事業 P.15  ・「港区スポーツ運営協議会委員」は、 【第8節】生涯教育の推進 [第3項] スポーツ事業 P.14  ・「港区奨学資金運営協議会委員」は、 【第7節】教育行政の変革 [第1項] 教育委員会の組織と活動 P.10
12	【第8節】社会教育から生涯学習への進展 [第1項] 社会教育から生涯学習へ [第2項] 生涯学習推進計画 [第3項] 社会教育委員の会議 [第4項] 生涯学習施設	P.3~4  児童館や中高生プラザについては、どこで記述されるのか。【港区青少年委員会委員】	・次の構成のなかで記述します。  【第8節】生涯教育の推進 [第2項] 生涯学習事業 (第2目) 青少年対象事業 P.12
13	全体	構成に盛り込む事項については、区が管轄している事項についてだけでなく、区民目線で考えたほうがよいのではないか。第7章(新規執筆)と第6章(既刊)のつながりがおかしいとなる箇所については、解題で補えばよい。【教育長】	・区管轄外の民間の教育関連事業については、港区教育史として責任を持って記述できる十分な資料が得られないことや、個々の企業を取り上げることに公平性に問題が生じる可能性があるため、基本的には記述しません。  ・ただし、区の事業として行っていること(例えば学びの未来応援学習講座での民間学習塾への委託)についてはその旨の記述を行います。また、社会的な流れとしてコラムで取り上げることを検討します。